

令和5年度 一般不妊治療費・不育症検査治療費の助成申請について

一般不妊治療、不育症検査・治療にかかった費用の一部を助成します。

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も可）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと

②対象となる治療等

タイミング療法・人工授精(令和4年4月以降、新たに保険適用とされたものに限る)
または不育症検査治療(保険適用外)

③助成金額及び助成期間

	助成金額	回数	申請期限
一般不妊治療	上限1万5千円 (複数回治療を受けた場合は合算可)	2回まで 旧制度*を含む	申請分の治療開始日から1年以内
不育症	上限5万円	回数制限なし	一治療期間ごとに治療終了日から1年以内

※旧制度とは令和4年3月31日までに実施した一般不妊治療（人工授精）に対して行っていた助成のことです。

④申請方法

申請期限内に、以下の必要書類を保健センターへ提出してください。

(★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。)

	必要書類	備考
1	一般不妊治療費・不育症検査治療費助成金交付申請書兼同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。
2	一般不妊治療費・不育症検査治療費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
3	個人情報確認同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類(写し可)が必要。
4	夫婦両方の本人確認書類(写し可)	(1)顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 写真付証明書(官公署発行) (2)(1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 健康保険被保険者証、各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生書、通帳、診察券(官公署以外発行)
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本(全部事項証明) 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明) イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係(又は事実婚関係)であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本(3か月以内に発行されたもの)が必要。同一年度2回目以降の申請は写し可。
6	一般不妊治療・不育症検査治療を受けた医療機関発行の領収書(原本)	
7	妻の健康保険証(写し可)	※6に夫の領収書が含まれている場合は夫の健康保険証(写し可)も必要。
8	一般不妊治療費・不育症検査治療費助成金請求書★	請求者と口座名義人は一致させてください。
9	請求者名義の銀行通帳(JA、ゆうちょ銀行も可)	
10	夫及び妻の納税証明書	※ 3「個人情報確認同意書」を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 健康政策課保健センター」と記入。

※3「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの方は課税資料がないため、事前に市民税課で市県民税申告をお済ませください。

※不育症検査のうち、愛媛県不育症検査費用助成事業の対象となっているものについては、そちらを優先して適用し、その助成額を控除した額を助成しますので、申請時に「不育症検査費用助成事業承認決定通知書(愛媛県発行の原本)」もご持参のうえ、県の助成決定日から1年以内に申請してください。

一般不妊治療

不育症検査治療



申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070